

別紙3（山村活性化対策に関する事業に係る運用）

第1 趣旨

実施要綱第2の1の(2)の②に掲げる山村活性化対策の運用については、実施要綱、実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第2 事業内容等

山村活性化対策に関する事業（以下「本事業」という。）は、山村の活性化に向けて、農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組を重点的に支援するものであって、地域資源を活用して山村の所得や雇用の増大を図るために行う次に掲げる取組に対する交付金（以下「山村活性化支援交付金」という。）を交付する。

具体的な事業内容、事業採択要件等は、別表に定めるものとする。

- 1 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査
- 2 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成
- 3 地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上等を図る取組

第3 事業実施主体

本事業の実施主体は、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条の規定により指定された振興山村を有する市町村又は振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会とする。

第4 事業の要件

1 事業の実施対象

本事業の実施対象は、振興山村であって、別紙4に定めるところにより、山村振興法に基づき山村振興に取り組んでいる地区とする。

2 交付率及び助成額

交付率及び助成額は別表のとおりとする。

第5 事業実施期間

本事業の実施期間は、原則として、3年間を上限とする。

第6 山村振興計画

本事業の実施に係る山村振興計画の内容、様式、作成及び提出等については、山村振興法及び、山村振興基本方針及び山村振興計画の作成及び実施について（平成27年6月5日付け27農振第188号号、総行地第62号、国国地第10号）に定めるものとする。

第7 事業実施の手続

- 1 事業実施主体は、事業の開始年度において、別紙4に定めるところにより、事業採択申請書及び山村活性化支援交付金事業実施計画（以下「実施計画」という。）（以下

これらを総称して「採択申請書等」という。)を、地方農政局長等(北海道にあっては農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出するものとする。

- 2 地方農政局長等は、1により提出された採択申請書等を審査し、本運用等に照らして適当であると認める場合には、事業の採択を決定し、事業実施主体に事業採択通知を交付するとともに、別紙4に定めるところにより、これを農村振興局長に報告するものとする。
- 3 実施計画には、別紙4に定めるところにより、実施計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする目標(所得や雇用等に係る事業目標)を設けるものとする。
- 4 山村活性化支援対策の実施期間が複数年の場合には、事業実施主体は、2年目以降毎年度、1及び2の手続を準用して、各年度の実施計画を地方農政局長等に提出するものとする。
- 5 別紙4に定める実施計画の重要な変更については、1及び2に準じて変更を行うものとする。

第8 助成

国は、予算の範囲内で、別紙4に定める経費について、事業実施主体に助成するものとする。

第9 完了報告

事業実施主体は、第7の2により地方農政局長等が採択した実施計画に基づく全ての事業が完了したときは、別紙4に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。

第10 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、別紙4に定めるところにより、実施計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を地方農政局長等に報告するとともに、これを公表するものとする。
- 2 地方農政局長等(農村振興局長を除く。)は、別紙4に定めるところにより、1により事業実施主体から報告された目標の達成状況等の評価の結果について、農村振興局長に報告するものとする。
- 3 1により報告を受けた地方農政局長等は、事業目標の達成状況が低調な事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うものとする。
- 4 地方農政局長等は、事業実施期間において、事業実施主体に対し、1に定める報告以外に、事業実施状況について、報告を求めることができることとし、必要に応じ、指導、助言等を行うものとする。

別表

具体的な事業内容	事業実施主体	選定要件	交付率及び 助成額
<p>1 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査 (1) その地域の農林水産物やその他の加工品等の賦存量・方法等の調査等 (2) 農林水産業に関連する地域人材やそのノウハウ、伝統的な技術・知恵、既存の加工販売施設、固有の自然・景観等の調査</p> <p>2 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成 (1) 農業者・林業者をはじめとする地域住民が協力して行う地域資源の活用に向けた住民意向調査、実施体制づくりや活動組織づくりに向けたワークショップ開催、活動計画づくりに向けた調査・検討等 (2) 取組実施や人材育成に必要な技術やノウハウ等の実践研修等</p> <p>3 地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上等を図る取組 (1) 地域資源を活用した特産物等の生産・加工・販売の促進に向けたマーケティング調査、販売先現地調査等 (2) その地域の農林水産物を使った特産物等の生産拡大・商品開発、既存直売所の活用や直販システムへの導入等による販売実践、ICTやパンフレット、現地説明看板等を使った情報発信、商品パッケージ等のデザイン検討等</p>	<p>本事業の実施主体は、以下の要件を満たすこと。 (1) 振興山村を有する市町村 (2) 振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会</p>	<p>事業の実施対象が振興山村であり、別紙4に基づき振興山村振興法に基づき振興地区であること。</p>	<p>交付率及び助成額は以下のとおりとする。 (1) 交付率は定額とする。 (2) 各年度の助成額の上限は、1振興山村当たり1,000万円とする。</p>